

令和5年度補正資源自律経済確立産官学連携加速化事業(サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業)に係る企画競争募集要領

令和6年9月20日

経済産業省

GXグループ

資源循環経済課

経済産業省では、令和5年度補正「資源自律経済確立に向けた産官学連携加速化事業委託費(サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業)」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日(月)より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的(概要)

近年、廃棄物問題や気候変動問題等の環境制約に加え、世界的な資源需要と地政学的なリスクの高まりといった資源制約の観点から、資源の効率的・循環的な利用と付加価値の最大化を図る、循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が喫緊の課題となっている。そのため、経済産業省では、総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を昨年3月31日に策定している。

「成長志向型の資源自立経済戦略」において、資源循環に必要となる製品・素材の情報(製品中における、化学物質情報、再生材の使用割合、再生材の製造者情報等)や循環実態の可視化を進めるため、2025年を目途に、データの流通を促す「サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォーム」を立ち上げることを目指している。具体的には、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームが様々な製品・素材等のユースケースへ展開でき、かつシステムの高TPS性、情報の信頼性等の担保が可能となるための共通基盤の確立を目指す。

本事業において、情報流通プラットフォームの確立に向けて、①プラットフォーム構築の仕様の標準化に関する調査、②ブロックチェーン技術の活用に関する調査、検証を行い、共通基盤に必要となる標準的な仕様について明確化する。概要を以下に示す。

① プラットフォームの仕様の標準化に関する調査

情報流通プラットフォームは、様々な製品・素材の情報を業種横断的に連携させる必要があり、業種横断的なシステム連携の実現を目指すイニシアティブである「ウラノスエコシステム¹」との連携を想定している。当該システムを用いて、デジタルアーキテクチャデザインセンター(DADC)²らが先行して蓄電池のトレーサビリティ管理システムに関するプラットフォームを構築している。

本事業では、DADCらの先行するプラットフォームを参考とし、特定のユースケースを実例として、ウラノスエコシステムと連携したサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームを実現するための、仕様の標準化に関する調査を行う。

¹ ウラノスエコシステムの概要

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/digital_architecture/ouranos.html

² <https://www.ipa.go.jp/dadc/index.html>

ユースケースについては、今後、サプライチェーン全体で幅広い業種の関与が予想される化学物質の情報伝達の新たなスキームを検討する。主な目的は、製品に含まれる化学物質の情報を確実かつ効率的に伝達・共有することと、拡大する法規制に適切に対応することである。新たなスキームで扱う情報には、製品設計に必要な材料情報や製品の組成情報が含まれ、リサイクル材の情報等のサーキュラーエコノミー情報を網羅することが可能であり効率的であると考えられる。すでに、IEC/ISO2474 の国際標準化の議論においても、化学物質情報伝達の中にサーキュラーエコノミー情報を組み入れることが計画されている。

本事業では、化学物質の情報伝達をユースケースとして、プラットフォームの仕様に関する調査・検証を行う。仕様については、ウラノエコシステムと連携するための複雑な条件設定等を考慮することが必須であり、ウラノエコシステム上で他アプリケーションとも連動して稼働させることも見据える必要がある。本事業では、こういった前提となる標準仕様を明確化して検証することを目的とする。また、この標準仕様は、他のユースケースにも活用できるものとすることにより、化学物質情報伝達のためのプラットフォーム構築を進め、関係者が具体的なシステム開発や運用方法の検討を一層推し進めることが可能となる。また、将来的にサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの活用範囲を拡大するため、化学物質情報伝達以外にも、様々な製品・素材等のユースケースへの応用が可能な標準仕様を公開することで、異なる業界や製品分野でも応用可能な共通基盤の確立を目指す。

② ブロックチェーン技術の活用に関する調査・検証

情報流通プラットフォームは業種横断的に情報を連携するため、その構築に当たっては、関係業界との連携を効率化するような公開情報（製品中における再生材の利用率等）を共有できるものとする必要がある。一方で、企業のノウハウを含む情報（製品中の化学物質情報、サプライヤー情報等）の秘匿性・機密性は保持し、流通している情報の信頼性を担保することも必要である。当該要件を満たす手段の一つとして、ブロックチェーン技術の活用が考えられるが、今後、ウラノエコシステム上でプラットフォームのユースケース数が増加した際、システムの高TPS耐久性、情報の信頼性担保、可監査性、情報入力者の認証、システムの持続可能性等の課題が想定される。

本事業では、情報流通プラットフォームにおいてブロックチェーン技術を用いる際の利点と課題、当該利点や課題を踏まえてブロックチェーン技術を用いる範囲を検討し、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームにおける「ブロックチェーン技術活用ガイドライン」を実証及び公開する。なお、このガイドラインは上述の標準仕様の要件にも反映できるものとする。これにより、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームが様々な製品・素材等のユースケースへ展開した際にも、システムの高TPS性、情報の信頼性等が実現される。

これらを通じて、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの普及拡大の実現を目指す。

2. 事業内容

2-1. プラットフォームの仕様の標準化に関する調査

(1) 委託内容と作業の位置づけ

ウラノエコシステム上に化学物質情報伝達をユースケースとした、プラットフォームの標準仕様に関する調査を1社へ委託する。

- ・標準仕様とは、プラットフォーム構築において要件定義から詳細設計に進むためにベースとなる必要な機能を定めるものとする。
- ・標準仕様の詳細な位置づけは、必要に応じてデジタル・ガバメント推進標準ガイドライン解説書 第3編第7章を用いて定義すること。

データ連携基盤のシステムアーキテクチャ



各者システムやアプリケーションが利用するサプライチェーンデータ連携基盤は、ルール・トラスト層、共通ツール層、データ連携システム層、トラストサービス層に分けて、それぞれを構成するシステムが疎結合するアーキテクチャとする。先行的に青い箇所の具体化を進めている。

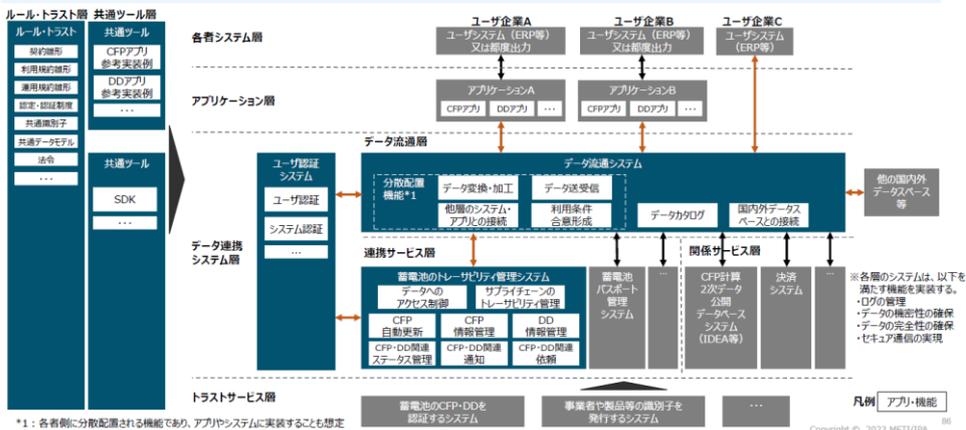


図 1 ウラノスエコシステム データ連携基盤のシステムアーキテクチャー

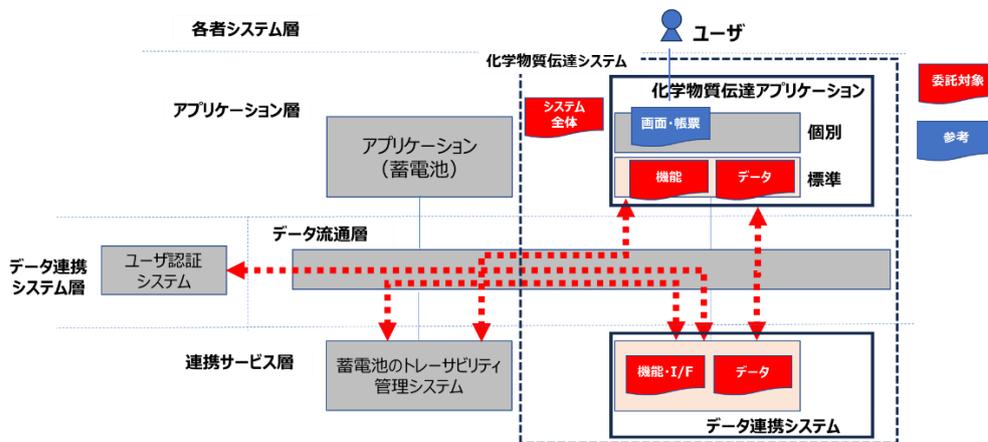


図 2 ウラノスエコシステムにおける委託対象の関係

(2) 作業内容と必要な要件

ウラノスエコシステムの連携サービス層に位置づく、データ連携システム³の標準仕様に関する調査を委託する。標準仕様は、本事業においてはユースケースとして化学物質情報伝達とするが、その他ユースケースでも共通して利用できるものとする。

また、データ連携システムとアプリケーション層との連携を確認するため、ウラノスエコシステムのアプリケーション層に位置づく、化学物質伝達アプリケーション⁴の標準仕様に関する調査も委託する。

³ 企業間のデータ伝達システム。本ユースケースでは企業間の化学物質・サーキュラーエコノミーに関するデータ伝達を行う。

⁴ ユーザーが使う画面を持ち、データ連携システムと接続して企業間のデータ交換を実現する

本調査では、ウラノエコシステムにおけるアプリケーション層と連携サービス層の機能を定義し、全体として化学物質伝達システムとしての要件を満たせる仕様を明確化する。なお、進めるにあたり下記を考慮して調査する。

- ウラノエコシステムとの連携機能（図 12 標準）を委託対象とする。ユーザーインターフェースに該当する箇所（図 12 個別）は委託対象外とする。ただし、委託対象の前提条件は、参考として仕様に含める。
- 化学物質伝達のための要件は、提供する要件定義書及び関係者と連携・調整をして、全体の要件、機能及び動作を十分に理解した仕様を想定する。また、必要に応じて関係団体等へ参画して要件を確認する。
- ウラノエコシステムにおけるアプリケーション層と連携サービス層の機能を定義・分割し、全体として化学物質伝達のための要件を満たせるような仕様を想定する。
- ウラノエコシステムとの連携機能（データ連携システム層、データ連携層等）との連携を想定する（図 21）。
- コスト最適化のために、蓄電池のトレーサビリティ管理システムを最大限に活用した仕様となることを想定する。
- ユーザーはサプライチェーンの川上から川下まで多岐にわたり、かつ、化学品業界、自動車業界、電機電子業界などにおいてユースケースの特殊性があるため、業界特有のユースケースに基づく内容を仕様に含めることを想定する。
- ウラノエコシステム、および、蓄電池トレーサビリティ管理システムについては、必要に応じて DADC へ内容・要件をヒアリングし、標準仕様に必要な事項を明確化する。
- 令和 5 年度 Trusted Web 実証事業の成果物である、「システム要件定義書」⁵を参考に、仕様の標準化がなされることを想定する。

標準仕様にに基づき開発される化学物質伝達アプリケーションおよびデータ連携システムは、サプライチェーン上の幅広い業界・業種の企業が活用することを求める。具体的には、2027 年度に 1,000 社、2028 年度に 10,000 社が当該アプリケーションおよびシステムを活用できることを求める。

また、調査結果は、サプライチェーン情報伝達のユースケースの標準的な仕様を示すものとなり、将来の DPP（デジタルプロダクトパスポート）に必要となる製品環境情報伝達、CRM（希少金属）の情報伝達、紛争鉱物などのデューデリジェンス情報伝達、GFP（カーボンフットプリント）情報伝達等、多くのユースケースに活用されることが期待されるものとなる必要がある。

2-2. ブロックチェーン技術の活用に関する調査・検証

サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームにおいてブロックチェーン技術を用いる際の利点と課題、当該利点や課題を踏まえてブロックチェーン技術を用いる範囲を検討する。検討においては、下記 5 点を検討の視点に含める。

- やり取りされるデータが信頼できる仕組みがあるか（情報の信頼性担保、可監査性など）
- データをやり取りする相手を信頼できる仕組みがあるか（情報入力者の認証など）
- 特定のサービスや特殊技術に過度に依存していないか（システムの持続可能性など）
- 高 TPS（Transaction per second）に耐え得る仕様であるか

⁵ Trusted Web 実証事業の要件定義書は、下記を参照すること。

https://github.com/TrustedWebPromotionCouncil/trusted-web-use-case2023/tree/main/06_mizuh_o_research_technologies

- ウラノエコシステム（データ連携システム層、データ連携層等）との連携を想定する（図2）
ブロックチェーンが必要な理由・期待としては下記を想定しており、これらを踏まえて調査・検証が進められることが望ましい。
- ブロックチェーン技術を用いることで、ユーザーの機密情報を保護する。
- ブロックチェーン技術を用いることで、プラットフォーム上の情報が改ざん困難となる。
- ブロックチェーン技術を用いることで、情報の変更・追加が多数のユーザーに同時に共有される。
- ブロックチェーン技術（DID、VCなどの技術を含む）を用いることで、ユーザーが信頼できる相手であるかを検証できる。
また、ガイドライン作成にあたり、下記の検証を行うことを必須とする。
- サークュラーエコノミー情報流通プラットフォームにおけるブロックチェーン技術活用の利点と課題の整理、ブロックチェーン技術を用いる範囲の検討
- TPSを確保しつつ、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームにおいて、情報漏洩・改ざんを防止するブロックチェーン技術の要件（ブロックチェーンに掲載する情報、認証方式）
- ブロックチェーン技術開発に当たって開発者が留意すべき事項
ブロックチェーン技術を活用したサーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームのイメージを参考として図6に示す。

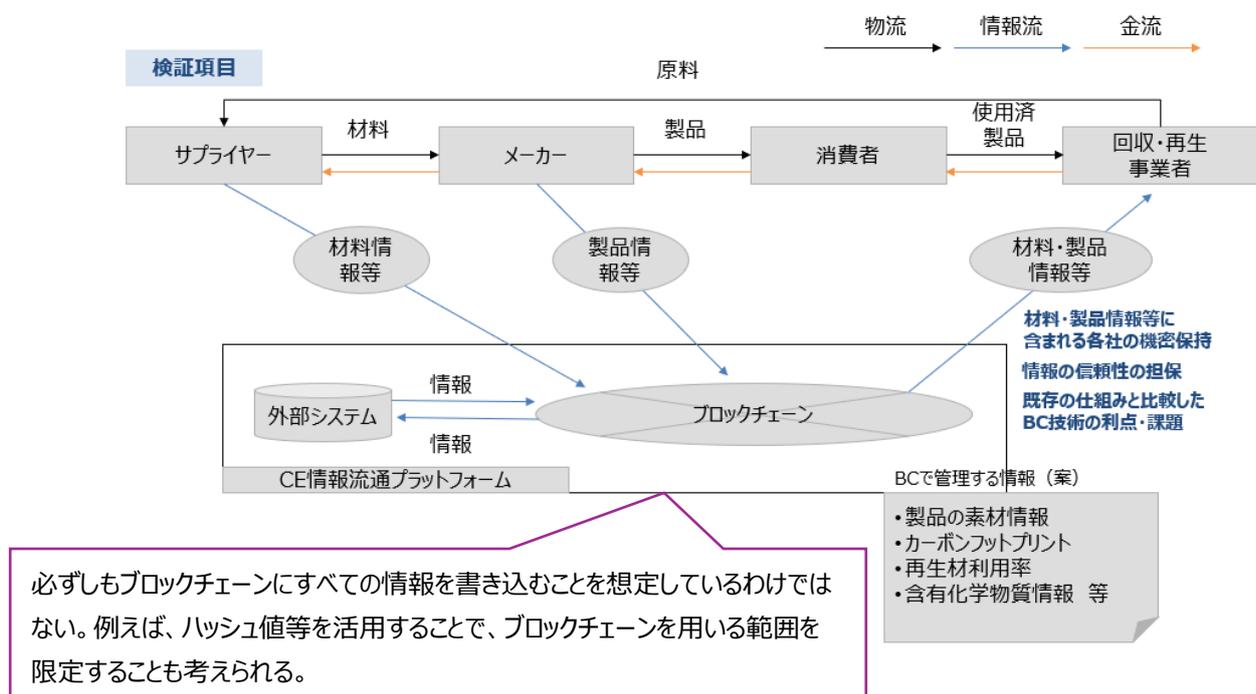


図6 ブロックチェーン技術の活用イメージ

2-3. 体制

資源循環経済課と協議した上で、化学物質伝達アプリケーションを将来的に利用することが想定される事業者を選定し、事業者の意見がくみ取れる実施体制を構築すること。

2-4. その他（進捗管理等）

作業の進捗に関して、定期的（毎週、隔週等）に進捗報告会等を開催し、担当職員に進捗や課題について、報告を行うこと。また、報告会終了後3営業日以内に議事録を提出し、担当職員の承認を得ること。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和7年2月28日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：360,000,000円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。

成果物は、①プラットフォームの仕様の標準化に関する調査報告書②ブロックチェーン技術活用ガイドラインとする。以下に、委託先に求める成果物の詳細について記載する。

① プラットフォームの仕様の標準化に関する調査報告書

情報流通プラットフォームを構築するにあたって、その構築のあり方、標準的な仕様を確立するうえでの留意点等を示した調査報告書を作成する。報告においては、必要に応じてDS-120 デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック7章等を参考にすること。

② ブロックチェーン技術活用ガイドライン

データ流通を伴う検証内容を踏まえて作成するガイドラインであり、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームを開発する事業者が開発時に参照可能なものとする。

また、サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームを開発する事業者が、普及のボトルネックとなる課題（相互運用性等）を解決するために業界標準等を議論のうえ構築・公開するものとする。（例えば共通データフォーマット、システム間の相互連携インターフェース等を想定）。

- (5) 委託金の支払時期： 委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。
- (6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。
支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和6年9月20日（金）

締切日：令和6年10月11日（金）15時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和6年9月24日（火）15時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和6年9月25日（水）16時00分

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を（4）により提出してください。
 - ・申請書（様式1）
 - ・企画提案書（様式2）
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

- ④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、

委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r6gaisan-1_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。＜事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること＞

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの

	<p>例)</p> <p>通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</p>
Ⅲ. 再委託・外注費	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。</p>
Ⅳ. 一般管理費	<p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・ 再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

- ・総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。）。
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅲ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

（4）「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

（5）提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律

第42号)に基づき、不開示情報(個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 GXグループ 資源循環経済課

担当：水上、川口

E-mail：bz1-ce-group@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「令和5年度補正資源自律経済確立産官学連携加速化事業(サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和5年度補正「資源自律経済確立産官学連携加速化事業(サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業)」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名(ふりがな)	
	所属(部署名)	
	役職	
	電話番号 (代表・直通)	
	E-mail	

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和5年度補正「資源自律経済確立産官学連携加速化事業（サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業）」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
<i>（機密性3以上の情報等を扱う事業の場合に追加）</i> * 各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等） <i>（機密性3以上の情報等を扱う事業以外で機密性1以上の情報を取り扱う場合に追加）</i> * 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（学歴、職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等のいずれかから原課で任意に設定） * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。 * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。
5. 情報管理体制
<i>（機密性3以上の情報等を扱う事業の場合に追加）</i>

- * 情報取扱者以外の者が情報に接したり、職務上提供を要求してはならない旨を定める社内規則
- * 情報漏えいが発生した際の処分に関する社内規則
- * 親会社等の契約先に対して指導・監督等を行う者の一覧と資本・契約関係図
- * 契約先と指導・監督等を行う者との関係を規定する契約等の書面すべての写し
- * 事業者のシステム上のアクセス制限等の説明資料
- (機密性3以上の情報等を扱う事業以外で機密性1でない情報等を扱う事業の場合に追加)
- * 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。）
- * その他原課において必要と判断する書類等

(上記4. のいずれかに該当する場合に追加)

- * 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（〇〇様式にて提示）

6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

- * 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況
- * 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）

7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。

I 人件費

II 事業費

- ①旅費
- ②会場費
- ③謝金
- ④補助職員人件費

III 再委託・外注費

IV 一般管理費

小計

IV 消費税及び地方消費税

総額 千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和5年度補正資源自律経済確立産官学連携加速化事業（サーキュラーエコノミー情報流通プラットフォームの調査・検証に関するオープンイノベーション事業）

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「10. その他（2）①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください。

※また、特段の定めがない場合は、「－」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とすることは認められません。

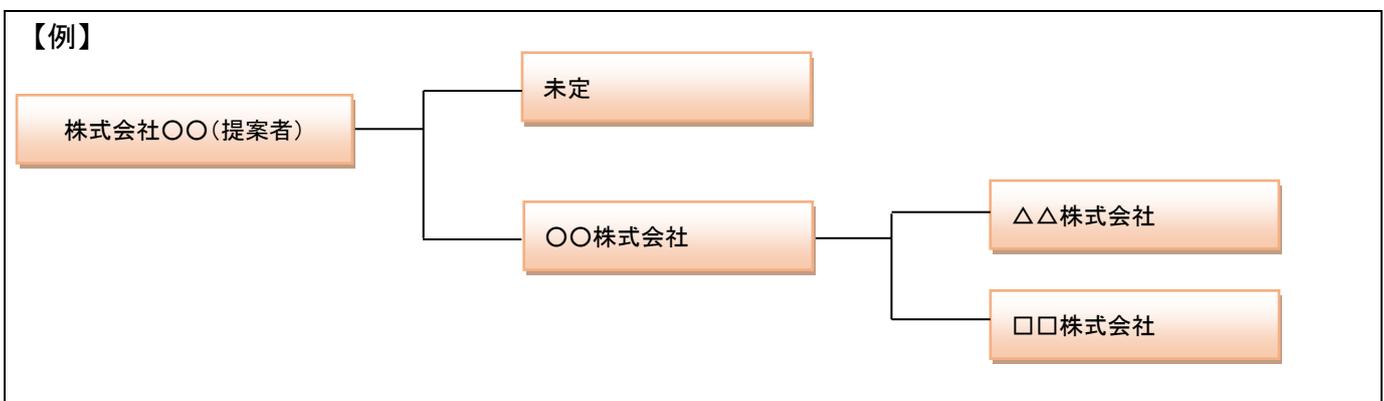
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（２．記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■ ■（株）：

▲▲（株）：

※本理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること。

※再委託費率が50%を超える理由は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

(※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

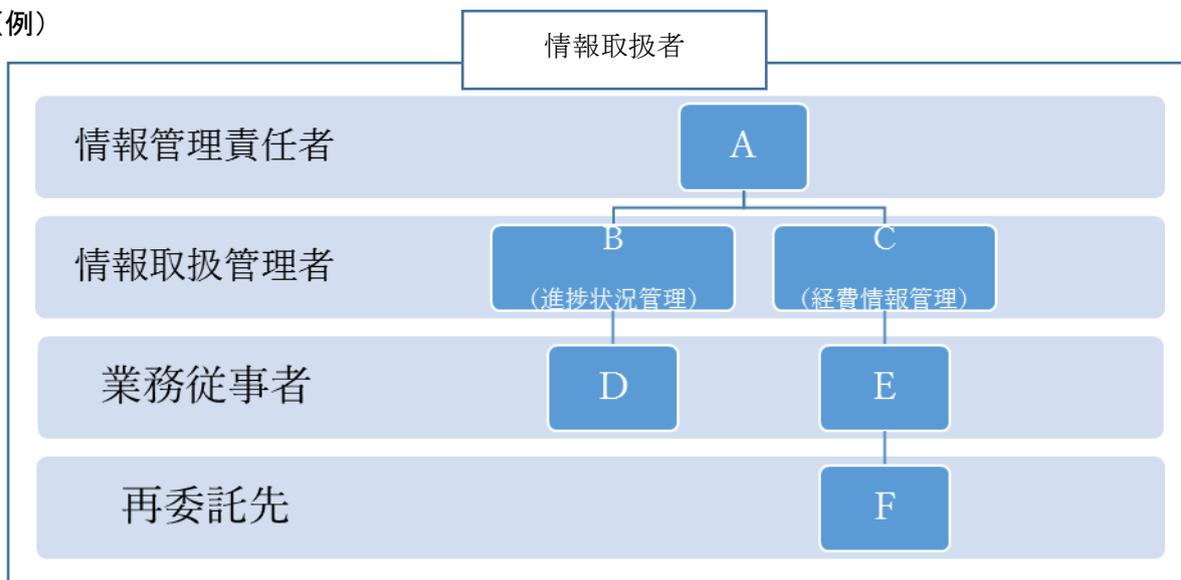
(※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
- ・経済産業省との契約に違反する行為を求められた場合にこれを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない者を記載してはならない。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

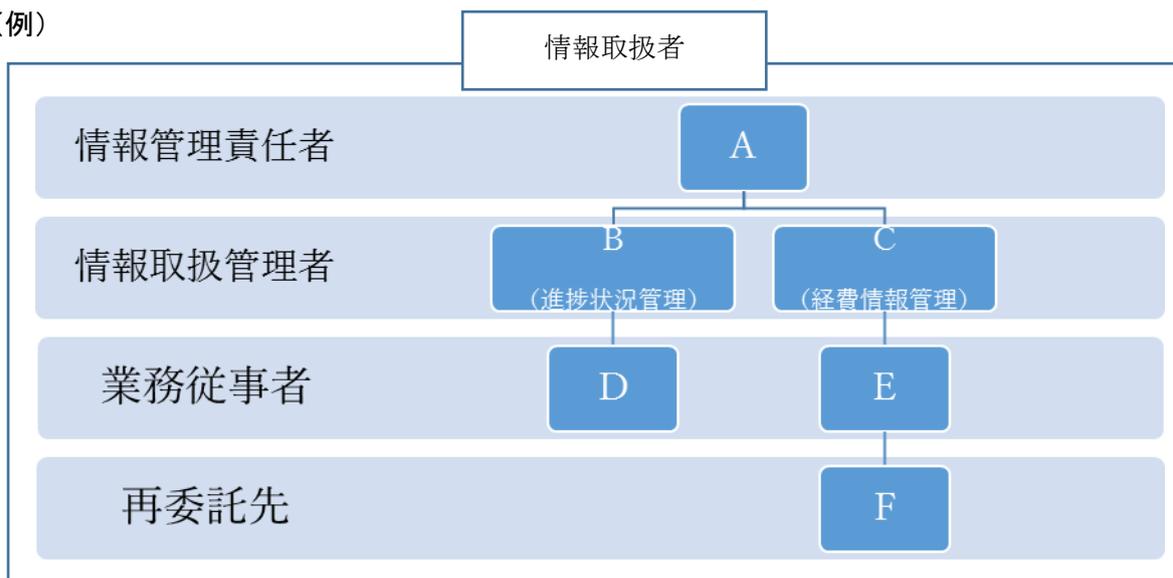
①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国籍 (※ 4)
情報管理責任者 (※ 1)	A						
情報取扱管理者 (※ 2)	B						
	C						
業務従事者 (※ 3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※ 1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※ 2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※ 4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※ 5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。